

議案第七八号

三朝町社会教育委員に関する条例の
一部を改正する条例について

三朝町社会教育委員に関する条例の一部を
次のように改める。

昭和三十一年九月十六日 提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十一年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町社会教育委員に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町社会教育委員に関する条例（昭和三十年
三朝町条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「委員の定数は二〇人」とあるを「委
員の定数は二〇人以内」と改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十九年
四月一日より適用する。